

土地の形質の変更完了報告書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。
図面は、方位がわかるように記入してください。

		注意点	チェック欄
1	周辺地図（当該区域の周辺状況がわかるもの）	事業所の周辺状況がわかるものを示す。	
	報告書の概要	下記を参考に概要を記載する。	
2-1	対象地の地番	複数の筆がある場合は、記載漏れがないよう留意すること。 住居表示が存在する場合には、住居表示も併記する。	
2-2	実施期間	全体の実施期間と段階ごとの実施期間を記載し、工程表を別途添付する。 また、汚染土壌を敷地外に搬出した場合は、汚染土壌の搬出日及び処理完了日を記載する。	
2	2-3 面積	対象となっている範囲の面積を記載する。 区域の指定の一部解除がある場合は、汚染の除去等の措置を実施した面積及び措置を実施した後の基準不適合区画の面積を記載する。	
	2-4 目的	土地の形質の変更の目的を記載する。	
	2-5 土地の形質の変更の内容	掘削除去や原位置浄化など簡潔に内容を記載する。	
	2-6 【変更があった場合】 計画からの変更点及び理由	計画時と実施時の内容に変更があった場合は、変更前後の内容が分かるように示す。	
3	措置等を実施する前の形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面	実施前の形質変更時要届出区域の汚染状況を平面図や一覧表などで示す。	
4	実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした形質変更時要届出区域の平面図、立面図及び断面図	既に提出された法第12条の届出と対応するように土地の形質の変更の施行方法を具体的に示す。 施行規則第53条、環境省告示第5号、第54号、Appendix-12、13等の施行方法の基準を満たしていることが分かるように、適宜フローチャートや文章等で補足する。	
5	措置等を実施した後の形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面	実施後の形質変更時要届出区域の汚染状況を平面図や一覧表などで示す。 汚染土壌を残留する場合は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことを記載する。 汚染状況に変更がない場合はその旨を記載する。 ※汚染土壌を残留する場合は、市条例第82条の3第2項に基づく「汚染土壌等管理実施計画書」を提出する必要があります。	
6	出来形管理、地下水モニタリング、周辺環境モニタリングの結果	出来形について図表等を用いて示す。 施行中の地下水モニタリングに係る調査地点を示した図面や分析結果等を一覧表などで示す。 周辺環境モニタリングに係る調査地点を示した図面や分析結果等を一覧表などで示す。	
7	措置等の実施状況を撮影した写真	撮影日及び区画が分かるように示す。 なお、掘削除去等を実施した場合は、下記のうち必要な写真を添付する。 ①位置出し（基準点写真、測量状況写真、座標設定等）※代表地点のみ ②掘削前確認（掘削前全景、区画設定測量等）※単位区画ごと ③掘削後の出来形（掘削後全景、平面の各辺、各深さ） ④盛土厚及び舗装厚の出来形写真 ※代表地点のみ ⑤連継車両への積込状況 ※代表地点のみ ⑥埋戻しに関する写真 ※代表地点のみ ⑦観測井戸に関する写真（設置状況、採水状況等）※該当箇所ごと	
8	濃度計量証明書	下記の調査を実施した場合は、それぞれ濃度計量証明書を添付する。 ①汚染の除去等の措置確認に係る地下水調査 ②施行中の地下水モニタリング ③環境モニタリング	
9	【土壌を敷地外から搬出した場合】 搬入土の品質管理を示す事項	環境省告示第6号に定める方法に基づき、搬出元、搬入量、分析頻度等を記載する。 また、分析に係る濃度計量証明書を添付する。	
10	【追加でボーリング等の土壌調査を行った場合】 調査結果一覧表及び濃度計量証明書	調査結果を表にまとめ、基準に適合しない箇所を示す。 区画及び項目ごとに試料採取日及び分析日が分かるようにする。 また、項目ごとの定量下限値も明記する。	
11	【区域の指定の解除がある場合】 公図*の写し	公図に指定が解除される区画を示す。 （必要に応じて合わせ公図を作成する。）	
以下、汚染土壌を敷地外へ搬出した場合に添付する資料			
12	汚染土壌集計表	区域外へ搬出した汚染土壌量分かるように示す。	
13	管理票を整理した一覧表	管理票ごとに汚染土壌の重量、整理番号、交付年月日等を表にまとめる。	
14	【別冊資料】 管理票C2票の写し	搬出した汚染土壌に係る管理票のC2票の写しをすべて添付する。 ただし、枚数が多いなど添付することが困難な場合は、管理票を整理した一覧表と管理票の内容が一致していることの確認を受けることで、管理票の添付を省略することができる。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局

住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所

住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎
電話：044-955-2222